# 申請等に対する処分一覧表

(令和3年(2021年)10月19日作成)

[所管:教育委員会事務局 読書振興課]

	上所官: 教育安貝会事務局 一読書振興誄」			11	
No	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	図書館規則	16-1	図書館集会室の利用承認	Α	Α
2	地方自治法	238 Ø 4-7	行政財産(教育財産に限 る。)の目的外使用許可	A	A

# <u>様式B-1</u>

# 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		図書館集会室の利用承認
根拠法令及び条項		図書館規則第16条第1項
所管部課(室)係名		教育委員会事務局 読書振興課(岡町図書館、服部図書館、庄内幸町図書館、高川図書館、千里図書館、東豊中図書館、野畑図書館)
	関係条項	図書館規則第16条第2項及び第5項
審	基準	【図書館規則】 (集会室の利用) 第16条 集会室を利用しようとする者は、所定の集会室利用申込書を提出して、館長の承認を受けなければならない。 2 集会室を利用できる者は、主として豊中市民によって構成される図書館関係団体及び読書関係団体(岡町図書館、野畑図書館、東豊中図書館、庄内幸町図書館、服部図書館及び高川図書館にあっては社会教育、文化関係団体等を含む。)とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 5 館長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会室の利用を承認しない。 (1) もっぱら営利を目的とした事業 (2) 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する事業 (3) 宗教活動 (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがある事業 (5) 図書館の管理運営上支障のあるとき。
準		【豊中市立図書館利用に関する内規】  1 図書館規則に規定するもののほか、集会室を利用することができる団体等 (1) 福祉又は地域振興関係団体 (2) 官公庁 (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が特に必要があると認める団体等  2 図書館規則に規定する場合のほか、集会室の利用を承認しない場合 (1) 図書館の業務に支障があると認めるとき (2) 図書館の利用者又は近隣住民に迷惑を与えると認めるとき (3) 図書館の施設、設備又は備品等を汚損等するおそれがあると認めるとき

	(4) 図書館の管理上支障があると認めるとき (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が利用を不適当と認める		
		3 学校のクラブ活動等の集会室の利用は、原則として認めない。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成9年10月1日設定	
標	標準処理期間	総日数 1日 (注:休日は含まない)	
準処理	内訳	経由期間     日 ( 事務所)       処分期間     1日 (各図書館)	
期間	設定等年月日	平成9年10月1日設定	
備考			

# <u>様式B-1</u>

# 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		行政財産(教育財産に限る。)の目的外使用許可
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第7項
所管部課(室)係名		教育委員会事務局 読書振興課(岡町図書館、服部図書館、庄内図書館、庄内幸町図書館、高川図書館、東豊中図書館、野畑図書館)
	関係条項	財務規則第122条第1項 行政財産の目的外使用に係る基準 電気通信事業者による公衆無線 LAN サービスにおける豊中市行政財産 の使用許可及び使用料等に関する要綱
		【地方自治法】 第238条の4 第1項から第6項 省略 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可する ことができる。 第8項及び第9項 省略
審		【財務規則】 (行政財産の目的外使用) 第122条 主管部課長は、次の各号に掲げる場合に限り、法第238条の4第 7項の規定に基づき行政財産の使用を許可することができる。
查		(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
基	基準	(2) 学術調査,研究,体育活動,行政施策の普及,その他の公益目的のために 講演会,研究会,運動会等の用に短期間供するとき。 (3) 災害,その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期
準		間その用に供するとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、主管部課長が特にその必要があると認めるとき。
		【行政財産の目的外使用に係る基準】 財務規則第122条第4号に規定する「主管部課長が特にその必要があると認めるとき」の例 ・ 社会生活又は当該地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供を行う電気事業、ガス事業、通信事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき ・ 市の事務又は事業の遂行上必要不可欠なもので、本市が積極的に協力する必要があると認められるとき(市の協賛、後援する事業など) ・ 国、地方公共団体その他公共的団体が公用、公共又は公益事業の用に供するため使用するとき(信号機、防犯灯、防災資機材庫、広報用掲示板の設置など)

		<ul> <li>本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させることがやむを得ないと認められるとき</li> <li>当該財産を寄付した等の縁故を有するものであり、その使用目的が公用、公共用又は公益を目的とした事業の用に供するためやむを得ないと認められるとき</li> <li>地方公務員法に基づく職員団体、労働組合法に基づく労働組合及び(財)豊中市職員厚生会(いずれも本市の職員で構成する団体に限る。)が事務の用(事務所用途に限る。)に供するため使用するとき</li> </ul>
		・ 広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められるとき
		【電気通信事業者による公衆無線 LAN サービスにおける豊中市行政財産の使用許可及び使用料等に関する要綱】 (指示) 第4条 事業者は、行政財産の管理者に対して当該行政財産の使用許可申請の手続きを行う前に、情報政策課長に届け出て、その指示を受けなければならない。 (使用許可手続き) 第7条 前条の協議の後、行政財産の管理者は、事業者の使用許可申請により、当該行政財産の使用許可について手続きを行う。
	参考事項	
	設定等年月日	(要綱)平成25年5月1日(平成27年4月1日最終変更)
標準処	標準処理期間	総日数 新規事案の場合は40日以内 継続事案の場合は30日以内 (注:休日は含まない)
理期間	内訳	経由期間     日 ( 事務所)       処分期間     2日 (各図書館)
	設定等年月日	
備考		